

# 仕 様 書

## 1 件名

第7次千葉市障害者計画等策定支援業務委託

## 2 履行期限

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

## 3 履行場所

市が指定する場所

## 4 業務目的

委託者が令和8年度中に、「障害者基本法に基づく第7次千葉市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく第8期千葉市障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第4期千葉市障害児福祉計画（以下、「障害者計画等」という。）」を一体的に策定するにあたり、策定業務の補助及び計画書の作成を行うことを目的とする。

## 5 業務内容

### (1) 現状と課題等の検討・分析

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針（平成18年厚生労働省告示第1号）」及び国の動向を踏まえ、「障害者計画等」の進捗状況等の事業実績データ、令和7年度に本市が実施した団体ヒアリング及び「第7次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査」の結果並びに千葉市障害者施策推進協議会の関連資料等必要な情報収集・整理を行い、本市における障害保健福祉施策について課題等の検討・分析を行う。

なお、現行の計画体系において、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針（計画期間平成29年度～令和8年度）」を策定しているが、障害福祉施策における増大する自立支援給付費等に対する対応、障害福祉サービス等に係る支援の質のあり方などの課題を踏まえ、令和9年度以降については、本市の人口や障害者等の数の推移、本市を取り巻く社会経済情勢などを考慮し中長期的な施策の方向性を改めて検討・分析すること。

### (2) 「骨子案」の作成補助

委託者が「障害者計画等」の「骨子案」を作成するにあたり、検討資料の作成、記載内容のとりまとめ、レイアウト構成等を行う。

委託者が複数の選択肢から最善の「骨子案」を選択できるよう、できる限り複数の案を提示すること。また、「骨子案」については、「障害者計画等」の策定にあたり、今後のスケジュールに与える影響が大きいことから、おおむね令和8年7月上旬までに提示すること。

(3) 「原案」の作成補助

委託者が「障害者計画等」の「原案」及び「原案 概要版」を作成するにあたり、検討資料の作成、表紙デザイン、レイアウト構成等を行う。また、「原案に関するパブリックコメント手続」を行うにあたり必要な部数を印刷して納品する。

(4) 「原案に関するパブリックコメント手続」の意見集約・分析

パブリックコメント手続において寄せられた意見の集約・分析を行い、報告書を作成する。

(5) 「本編」及び「概要版」の完成版作成

「本編」及び「概要版」の編集、デザイン、レイアウト作成、印刷、製本及び電子データ（PDF）の作成を行う。なお、全ページに資料1に従い音声コード（Uni-Voice コード）を付与すること。

(6) 会議

以下の会議における資料作成補助を行う。

千葉県障害者施策推進協議会 開催予定回数 全3回（8月、11月、2月予定）  
会議時間 2時間程度

6 業務スケジュール（予定）

4月～6月	計画骨子案作成
8月	障害者施策推進協議会にて協議 ・ 現行計画の進捗状況及び実態調査の結果報告 ・ 計画骨子案と策定スケジュールの検討
8月～9月	障害者団体等への意見照会実施
11月	障害者施策推進協議会にて協議 ・ 意見照会結果を反映した原案の検討
11～12月	パブリックコメント手続実施 「原案に関するパブリックコメント手続」の意見集約・分析・報告書作成
2月	障害者施策推進協議会にて協議 ・ 案を検討 ・ 計画の内容を決定
3月	障害者計画等の策定、公表、冊子作成・配布

7 成果物の提出

(1) 成果物の提出については、次のとおりとする。

ア 本編冊子（A4版）… 280部

イ 概要版冊子（A4版）… 140部

ウ 原案に関するパブリックコメント 結果報告書（A4版）

エ 本編、概要版、原案及び骨子案の電子データ（PDF）が記録されたCD-ROM 1枚

オ その他作成した資料

なお、アとイについては、「9 規格等（本編、概要版共通）」を参照のこと。

(2) 成果物の提出先は、千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課とする。

## 8 成果物の作成方法

(1) 本編、概要版及び原案の表紙及び裏表紙について

表紙及び裏表紙は障害者自立支援課の提供するデータをもとに案を作成のうえ、障害者自立支援課に提出すること。

(2) 校正等について

校正回数は3回とし、その後、必要な場合は責任校正とする。校正に当たっては、校正原稿を2部提出すること。障害者自立支援課による校正は、校正原稿への朱書き訂正もしくは電子媒体で校正後原稿を提供する。

(3) 音声コード（Uni-Voice コード）作成について

本編及び概要版に音声コードを添付する。初稿時は、各ページに音声コード添付予定箇所にレイアウトイメージ（正方形の枠線）を印刷した原稿を提出し、2稿時以降は実際に音声コードを添付した原稿を提出すること。

(4) PDFファイルの作成について

冊子の印刷データにより、PDFファイルを作成すること。PDFファイルは、テキスト抽出が可能であること。本編については、千葉市の指示により「しおり」を作成すること。

また、本編は一括版と分割版を作成すること。

## 9 規格等（本編、概要版共通）

(1) 規 格 A4判(縦)、左綴じ、横書き

(2) 構 成 ア 本編…表紙4ページ、本文130ページ程度

イ 概要版…表紙4ページ、本文30ページ程度

(3) 紙 質 表紙・裏表紙…コート紙A判 86.5kg

本文…上質紙・A4版・44.5kg

(4) 印刷方法 ①表紙・裏表紙…フルカラー印刷

②本文…単色印刷

※インクは植物油が含有されたインク（大豆インク等）を使用すること

(5) 加工方法 無線綴じ

## 10 経費負担

本業務に要する経費は原則受注者の負担とする。

## 11 進行管理

契約締結後1週間以内に、作成にかかる作業計画書（工程表）を障害者自立支援課に提出すること。また、作成にあたっては、進捗状況を随時、障害者自立支援課に連絡すること。

## 12 成果物の帰属

本契約にかかる成果物及びこれに伴う著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、すべて発注者に帰属するとともに、受託者は、同法第18条から第20条までに規定する著作者人格権はこれを行使しないこととする。また、委託業務の成果物として作成したデータを、受注者が他の用途のために複製したり、第三者に提供したりすることは禁止する。

## 13 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料又は知識を第三者に漏洩することは禁止する。

## 14 委託契約代金

契約金の支払いは、検査終了後適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払う。

## 15 業務実施上の留意点

(1) 本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、本市の承認を得ること。

(2) 業務にあたっては、本市職員と連絡を密にとることとし、適宜打合せや進捗状況の報告等を行うこと。

(3) これまでに策定した千葉市障害者計画等の内容を熟知している者を、当該業務の従事者とする。

(4) 本業務によって生じた成果物等の著作権は委託者の所有とし、受託者は委託者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。

(5) 業務の上で知れた個人情報、機密及びその他の情報について、第三者への提供または公表をしてはならない。

(6) その他、本業務を実施するための個人情報の取扱いについては、契約書中の「個人情報取扱特記事項」を踏まえ、適正に管理すること。

(7) 使用した紙質及びインクの品質証明書（写）を提出すること。

(8) その他刊行物全体に係ることは、過去に発行された「千葉市障害者計画等」を参考とすること。

(9) この仕様書に特に定めのない事項及び不明な点は、別途、受託者と協議して決定する。